

「V-Sido CONNECT RC」ソフトウェア使用許諾契約

この「V-Sido CONNECT RC」ソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」といいます）は、お客様とアスラテック株式会社（以下「当社」といいます）との間で、「V-Sido CONNECT RC」（以下「V-Sido CONNECT RC」といいます）およびこれに化体・帰属するプログラム、データ及びドキュメント類その他一切のドキュメント等（以下「本ソフトウェア」といいます、「V-Sido CONNECT RC」と総称したものを「本ソフトウェア等」といいます）の使用に関して合意するものです。本契約は、お客様が本ソフトウェア等を使用する際の一切の行為に適用されます。

第1条（著作権等の帰属）

本ソフトウェア等にかかわる著作権、商標権およびその他一切の知的財産権は、当社および当社の許諾元企業たる株式会社 V-Sido その他の権利者（以下「ライセンス元」といいます）に帰属します。なお本ソフトウェアは、本契約の各条項に従う場合に限りお客様に対して使用を許諾されるものであり、販売されるものではありません。

第2条（使用許諾）

1. 当社は、お客様に対し、お客様が所有または管理する互換性のあるロボット等の機械（以下「ハードウェア」といいます）に「V-Sido CONNECT RC」を接続することにより、本契約各条項に従い、本ソフトウェアに関する譲渡不能かつ非独占的に使用する権利を許諾します。
2. 前項の使用許諾については、お客様が、当社およびライセンス元が指定するシステム要件のもとで、ハードウェアの研究開発または試作品制作を目的として、「V-Sido CONNECT RC」を接続し、本ソフトウェアを使用する場合に限って許諾されるものとします。この使用許諾の範囲を超える場合、例えばお客様が本ソフトウェア等を利用して試作したハードウェアを商用目的で使用・販売・貸与等する場合には、本契約による使用許諾の範囲外ですので、当社所定の連絡窓口まで別途お申し出ください。

第3条（禁止事項）

お客様は、本ソフトウェア等に関し、以下の行為を行ってはならず、また第三者をして当該行為を行わせてはならないものとします。

- (1) 本ソフトウェア等を複製すること
- (2) 本ソフトウェア等の変更、改変、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試行、暗号解読、修正または二次的著作物の創作を行うこと
- (3) 第三者に対して複製、販売、頒布、貸与、サブライセンス権の付与、または譲渡すること
- (4) 本ソフトウェア等を利用して、当社、ライセンス元、または第三者の名誉、財産、身体、生命、自由等を侵害もしくはそのおそれのある行為
- (5) 日本国法および関連省令・条例、または本ソフトウェア等が取得された法域の法律が認めている場合を除き、本ソフトウェア等を輸出または再輸出すること
- (6) 公序良俗、法令に反する行為
- (7) 第2条第2項に定める場合を除き、本ソフトウェア等および本ソフトウェア等を用いたハードウェアを商用目的で使用・販売・貸与等すること
- (8) その他、当社が不適切と認める行為

第4条（法令の順守）

お客様は、本ソフトウェア等をお客様が居住する、または本ソフトウェア等を使用する国や地域の現地法を含む、すべての適用法を遵守して使用することに同意されたものとします。

第5条（返品・交換）

当社は、お客様より「V-Sido CONNECT RC」の到着後8日以内にお客様よりご連絡をいただき、当社が以下に該当すると判断した場合、別途当社のご案内する方法により、返品・交換を行います。但し、以下に該当する場合でも、お客様において返品・交換のための適切な対応をいただけない場合には、返品・交換の対象となりません。

- (1) 「V-Sido CONNECT RC」ではない商品が到着した場合
- (2) 当社の Web サイトで告知していない傷、不備等があった場合
- (3) その他、当社が返品、交換の必要があると認めた場合

第6条（契約期間）

1. 本契約は、お客様が本契約に同意した時点から、お客様が本ソフトウェア等の使用を終了するまで有効です。
2. 本契約は、前項の規定にかかわらず、お客様が本契約に規定する各条項に違反した場合に、何ら当社からの通知を必要とすることなく、自動的に終了するものとします。本契約がその事由にかかわらず終了した場合には、お客様は、本ソフトウェア等の使用をすべて中止し、本ソフトウェア等の全部または一部について破棄その他当社が指示する方法を取る必要があります。
3. 本契約の第3条、第4条、第5条、本条、第7条、第8条、第9条、および第10条は、当該終了後も存続するものとします。

第7条（保証の否認）

1. お客様は、本ソフトウェア等を使用する上での危険はお客様のみが負担することを明確に認識し同意します。
2. 本ソフトウェア等は、「現状有姿」で引き渡され、すべての瑕疵を問わずかつ一切の保証を伴うものではありません。当社およびライセンス元は、本ソフトウェア等に関するすべての明示、黙示または法令上の保証および条件を明確に否認します。なお、当該保証および条件は、商品性、十分な品質または特定目的適合性、正確性および第三者の権利非侵害性を含みますがこれらに限られません。また、本ソフトウェア等が故障なくもしくは誤りなく作動すること、本ソフトウェア等の瑕疵が修正されること、もしくは本ソフトウェア等が第三者のソフトウェア、アプリケーションまたは第三者のサービスと互換性があることを保証しません。

第8条（責任の制限）

当社およびライセンス元は、本ソフトウェア等または本ソフトウェア等に関連する第三者のソフトウェアもしくはアプリケーションを使用すること、または使用できないことに関して、お客様に生じた直接または間接を問わず損害の一切について、賠償責任、補償責任及び修補責任その他何らの責任も負わないものとします。

第9条（準拠法および裁判管轄）

本契約は、日本法に準拠し、本契約に基づく一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（雑則）

1. 何らかの理由により、管轄権を有する裁判所が本契約のいずれかの条項またはその一部について効力を失わせた場合であっても、本契約の他の条項または部分は、依然として完全な効力を有するものとします。
2. 本契約書の翻訳は、地域の必要に応じて行われるものであり、日本語版とそれ以外の言語版とで差異矛盾がある場合、日本語版の本契約が優先し、適用されるものとします。
3. 当社は、事前に当社のホームページ（<http://www.asratec.co.jp/about/legal/eulas/>）に掲載することにより本契約の改訂および変更をすることができます。お客様は、当該改訂および変更後において本ソフトウェア等を利用した場合、当該変更後の本契約に同意されたものとみなされます。

以上

※ライセンスについてのご質問、お問い合わせは、「v-sido-license@asratec.co.jp」までメールをお送りください。

20150210